

子ども・子育て関連3法の成立について

成立した法律

- (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法の一部改正）
- (2) 子ども・子育て支援法
- (3) 子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

審議の経過

- (1) 3月30日 子ども・子育て関連3法を衆議院へ提出
総合こども園法
子ども・子育て支援法
子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
- (2) 6月15日 社会保障と税の一体改革関連法の修正について3党合意
- (3) 6月20日 子ども・子育て関連3法を衆議院で修正
総合こども園法を廃案とし、認定こども園法の一部改正で対応
幼保連携型認定こども園を単一の施設として認可・指導監督を一体化し、学校・児童福祉施設として位置づける
既存幼稚園・保育園の幼保連携型認定こども園への移行は義務づけない
子ども・子育て支援法
施設型給付（認定こども園、幼稚園、保育園）、地域型保育給付（小規模保育など）を創設し財政支援を行う
地域子ども・子育て支援事業の規定
市町村が保育の必要性を客観的に認定する仕組みを導入
子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
- (4) 6月26日 衆議院において可決
- (5) 8月10日 参議院において可決、成立

法の施行日

政令で定める日

- （恒久財源を得て早期に本格実施。具体的期日については税制抜本改革による消費税の引き上げの時期を踏まえるとともに、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に一定期間を有することも考慮して検討）

子ども・子育て関連3法（認定こども園法の一部改正、子ども・子育て支援法、関係法律の整備法）の概要

幼保連携型認定こども園

満3歳以上の子どもに教育・保育を一体的に行う施設
 教育基本法6条1項に規定する法律に定める学校
 児童福祉法7条1項に規定する児童福祉施設

入園資格 満3歳以上の子ども、満3歳未満の保育を必要とする子ども
 設置者 国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人のみ（NPO、株式会社は不可）
 設置認可 都道府県知事（設置・運営基準等は都道府県が条例で定める）
 職員 園長、保育教諭を置き、副園長その他必要な職員を置くことができる
 （幼稚園教諭普通免許を有し、かつ保育士資格を有する者）

既存の幼稚園・保育園からの移行は義務づけない

教育・保育施設

認定こども園

幼保連携型

幼稚園型

保育園型

地方裁量型

保育園

幼稚園

施設型給付を受けない
私立幼稚園

私学助成

就園奨励

民間保育所においては
現行どおり委託費による支払

施設型給付費

地域型保育給付費

施設型給付費・地域型保育給付費の支給

内閣総理大臣が定める額（公定価格）から保護者負担額を引いた額

やむを得ない理由により、支給認定前に教育・保育または地域型保育を受けたときは、『特例施設型給付』『特例地域型保育給付』を支給する

地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業
 病児・病後児保育事業
 放課後児童健全育成事業
 乳児家庭全戸訪問事業

一時預かり事業
 延長保育事業
 妊婦健康診査事業
 養育支援訪問事業

住民

満3歳未満の就学前子どもで保育を必要とするもの
 満3歳以上の就学前子どもで保育を必要とするもの
 満3歳以上の就学前子ども

の保護者

市町村による
情報提供、相談
利用のあっせん
利用の要請

地域型保育事業（0～2歳児）

小規模保育

利用定員が6人以上19人以下の施設で保育を行う

家庭的保育

厚生労働省令で定める家庭的保育者の居宅で満3歳未満の乳幼児保育を行う

居宅訪問型保育

乳幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う

事業所内保育

事業主が労働者の監護する小学校就学前の子どもを保育

教育・保育給付の受給資格認定申請

教育・保育給付の受給認定申請から30日以内

【認定の内容】

教育・保育給付を受ける資格を有すること
 就学前子どもの区分
 3歳未満・保育を必要とする
 3歳以上・保育を必要とする
 3歳以上
 保育を必要とする場合、
 月単位の保育必要量

内閣府令で定める
有効期間内に限り有効

市
町
村

市町村子ども・子育て支援事業計画

5年ごと

年度ごとの教育・保育施設に係る必要利用定員総数
 地域型保育事業所の必要利用定員総数
 その他の教育・保育の量の見込み・提供体制の確保の内容・実施時期
 年度ごとの地域子ども・子育て支援事業量の見込み・提供体制の確保の内容・実施時期
 教育・保育の一体的提供・推進に関する体制の確保の内容

協議

都道府県

都道府県子ども・子育て支援事業計画

5年ごと

都道府県子ども・子育て会議

意見

子ども・子育て会議（条例による設置、努力義務）

または子どもの保護者、子ども・子育て支援に係る当事者